

第6回千葉県食品等安全・安心協議会（概要）

- I 日 時 平成20年9月9日（火）午後2時から2時25分
- II 場 所 千葉商工会議所 第1ホール
- III 出席者 文入委員、渡辺委員、石槌委員、小坂委員、大西委員、小林委員、山口委員、
笹川委員、中嶋委員、松本委員、坂本委員、萩原委員、北村委員、羽田委員

IV 議 事

- (1) 正・副会長の選任について
- (2) その他

【報告事項】

- ・ 本年度のリスクコミュニケーションについて
- ・ 食品等の自主回収に関する情報提供を支援する事業について

V 会議要旨

◇傍聴者1名。

【議 事】

(1) 正・副会長の選任について

会長に羽田委員、副会長に北村委員が選任された。

就任あいさつ

○ 羽田会長

ご推挙いただき、ありがとうございます。引き続き協議会長を務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

食品の安全安心に関する話題は毎日のようにマスコミを賑わしております。三笠フーズのようなとんでもない会社もあります。一方、日本におきましては非常にたくさんの食品が捨てられているという事実もあります。中国やインドでの食糧需要が急激に増加することによって、我が国がこれまで通り輸入食料によって食べていけるのだろうかという不安もあります。また食品製造企業と消費者間のコミュニケーション不足などによるすれ違いにより様々な無駄やおかしな事が起こっているのも事実です。遺伝子組み換え食品などの問題を含めて、冷静に議論し、良い方向をめざすにはどうすればよいかに知恵を絞っていくのが、この協議会の使命ではないかと思っておりますので、忌憚のないご意見を伺い、ある程度の方向性を出していきたいと思っております。

どうかよろしくをお願いいたします。

○ 北村副会長

皆さんただいまご紹介にあずかりました、北村でございます。私も羽田会長に続き、前回に引き続き選出されました。現在、先ほど羽田さんのおっしゃったように食品の安全安心

に関して非常に多くの問題があります。この問題がある中でどういうふうにして我々は安心して食べられるのかということ、やはりいろんな立場、いろんな意見がありますので、広く集め、広く聴き、ということを進めていくことが一番大事ではないかと思っております。特に広く聴くことの重要性を含めまして、千葉県の中で安全安心に関して議論を進めていくことができれば幸いです。

(2) その他

◇事務局から、報告。

- ・本年度のリスクコミュニケーションについて
- ・食品等の自主回収に関する情報提供を支援する事業について

質疑応答

○ 萩原委員

食品の自主回収ですが、HPには掲載するとのことですが、マスコミへの情報提供はどのようなタイミングでなされるのでしょうか。

○ 事務局

これはあくまでも事業者の自主回収ということで、県のHPを利用して情報提供できるというものです。

例えば、食品衛生法に基づく違反等があれば、それは別の規定の中で報告がありますのでその中で情報提供ということになります。

○ 坂本委員

事業者の自主回収の情報はHPには掲載されるが、事業者がマスコミ機関への情報提供を行わない場合もあります。県のHPには掲載されているが、事業者がそれをマスコミに公表したがる場合は、あくまでも県のほうからマスコミ情報を流すということではなく、事業者がマスコミに対しては自主的に行うということですね。

○ 事務局

県からマスコミに食中毒事件等については、従来どおり情報提供はおこないます。

○ 坂本委員

報告があった場合にHPに情報を提供するとありますが、ない場合はどうするのでしょうか。

○ 事務局

自主回収を行うということについては、何らかの食品衛生上の問題があるということで、これにつきましては従前から保健所の監視指導という立場の中で企業から情報をもろうことと合わせまして、今後の予定ですけれども、法的な部分で、食品衛生上の違反があった場合については保健所に届けなさいということを法令化することも検討しておりますので、その時点をもって、保健所の方に報告があれば、流通食品ということであれば回収をどうするんですか、ということで回収については対応できると考えております。

○ 坂本委員

ありがとうございます。今まで回収があったのは食品衛生上問題があった場合だと思うのですが、そのくくりがあった場合にそのくくりがよくわからないのですが、どのように

考えればよいのでしょうか。

衛生上問題があればもちろん報告がいくと思いますが、それとは違うくくりがあるからこそ、企業からの連絡で掲載しますということになると思うのですが、衛生上問題があるのと、企業から来たこの自主回収のこのくくりに関してはどの様に考えればよいのでしょうか。

○ 事務局

食品衛生に問題があるということに関しては、規定の中で公表をするということになります。行政がこうしなさい、ああしなさいと強制するのではなく、食品衛生上問題がある場合は、自主的に回収をするといった場合は従来から自主回収が行われている。それに関しては県の方で HP で告知させていただきたいと考えております。結果的には違反があったものでも届けないということも考えられますが、それに関しては今後県で条例改正ということでもって対応したいと考えております。

以 上